

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年2月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600306号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600147号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B局(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和41年3月10日から同年2月24日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

昭和41年2月24日から同年3月10日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和41年2月24日から同年3月10日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和12年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年2月24日から同年3月10日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)の厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていないが、夫は、当該期間において、A社又は同社B局に間違いなく勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、同社に継続して勤務し(昭和41年2月24日に同社から同社B局に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和41年3月の厚生年金保険の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は、昭和 41 年 2 月 24 日から同年 3 月 10 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。